

規制の概要

特定毒物(法第2条第3項関連)

四アルキル鉛、モノフルオール酢酸、モノフルオール酢酸塩類等の
19項目が特定毒物に指定されています。

関連条文

法第2条第3項……法別表第3

┆
┆……毒物及び劇物指定令第3条(特定毒物)

法第2条（定義）

1、2 略

3 この法律で、「特定毒物」とは、毒物であって、別表第3に掲げるものをいう。

法別表第3

- 一 オクタメチルピロホスホルアミド
- 二 四アルキル鉛
- 三 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
- 四 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト
- 五 ジメチル—（ジエチルアミド— —クロルクロトニル）—ホスフェイト
- 六 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
- 七 テトラエチルピロホスフェイト
- 八 モノフルオール酢酸
- 九 モノフルオール酢酸アミド
- 十 前各号に掲げる毒物のほか、前各号に掲げる物を含む製剤その他の著しい毒性を有する毒物であって政令で定めるもの

毒物及び劇物指定令第3条（特定毒物）

法別表第3第10号の規定に基づき、次に掲げる毒物を特定毒物に指定する。

- 一 オクタメチルピロホスホルアミドを含有する製剤
- 二 四アルキル鉛を含有する製剤
- 三 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤
- 四 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤
- 五 ジメチル—（ジエチルアミド— —クロルクロトニル）—ホスフェイトを含有する製剤
- 六 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤
- 七 テトラエチルピロホスフェイトを含有する製剤
- 八 モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
- 九 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
- 十 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤